

第四十二号議案

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区民の」を「江戸川区民の」に改める。

第三条第二号中「区内」を「江戸川区内」に改め、同条第九号中「教育委員会」を「江戸川区教育委員会」に改める。

第四条中「教育委員会規則」を「江戸川区教育委員会規則」に改める。

第十条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十一条第二項中「前項の」を「、前項の」に改める。

第十二条第二項中「設備又は」を「付帯設備若しくは」に改める。

第十四条中「の各号」を削る。

別表第二付帯施設利用料金の表西葛西ギャラリーの項中「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七二〇円」に、「六、八八〇円」を「七、〇一〇円」に改め、同表備考第五号の表会議室（第一）の項及び会議室（第二）の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

別表第三集會室第一の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表音楽室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第二及び別表第三の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。